

令和3年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和3年7月7日（水）午後2時から午後3時40分まで

場所 豊田市役所 南52会議室 ほか一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、川上明子（愛知県司法書士会）、
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、柴原弘明（豊田加茂医師会）、
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、
浦川岳夫（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

坂田夕弥（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）
小山尚紘（名古屋家庭裁判所岡崎支部 裁判官書記官）

事務局

【福祉部】柴田福祉部長、水野副部長、梅田社会福祉事務所長
【福祉総合相談課】大内課長、中野副課長、加藤（良）担当長、杉浦主査、花井主事
【地域包括ケア企画課】鷹見担当長、上山主査
【豊田市社会福祉協議会】安藤事務局次長、鈴木地域福祉推進室室長
八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員委嘱及び委員・オブザーバー紹介
- 3 会長、副会長選出について
- 4 令和3年度の協議会の進め方について
- 5 令和2年度協議会第3回会議における意見の整理について
- 6 議事内容
 - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について
 - ・令和2年度の課題と令和3年度の対応（報告）
 - ・身寄りのない市民の支援について（取組項目23）（協議）
 - ・後見人等へのアンケートについて（報告）
 - (2) とよた市民後見人の養成・共働について（報告）

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長挨拶

【福祉部 柴田部長】

- ・令和2年3月に策定した豊田市成年後見制度利用促進計画の2年目になり、来年度は中間見直しを予定している。
- ・豊田市では今年4月から全国に先駆けて重層的支援体制推進事業の本格実施に入っており、この支援の中には成年後見制度も重要な要素となる。
- ・豊田市成年後見制度利用促進計画を着実に進めて、「判断能力が低下している市民」「身寄りのない市民」の権利擁護体制を作り上げていきたい。

2 委員・オブザーバー紹介

3 会長、副会長選出について

（近藤委員（愛知県社会福祉士会）が会長、杉本委員（愛知県弁護士会）が副会長となる）

4 令和3年度の協議会の進め方について

（事務局より説明）

5 令和2年度協議会 第3回会議における意見の整理について

（事務局より説明）

【柴原委員】

- ・令和3年度はオンライン研修をどの程度開催する予定か。

【事務局（センター）】

- ・今年度のオンライン研修については、市民向け研修をオンラインでできないか検討中である

6 (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について

・令和2年度の課題と令和3年度の対応（報告）

（事務局より説明）

・身寄りのない市民の支援について（取組項目23）（協議）

（事務局より説明）

【浦川委員】

- ・一人暮らしで身寄りがなく保証人がいない場合、保証金が高くてアパートに入居できない事例があるため、こういった課題も今回の部会で検討できないか。
- ・セーフティネット住宅や県の住宅確保要配慮者居住支援法人は、今回の部会の検討事項に含まれるか。

【事務局（市）】

- ・今回の部会で家賃の検討は考えていない。生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業など、他制度と連携、情報共有していきたい。

【杉本副会長】

- ・豊田市では居住支援協議会を設立しており、住宅確保要配慮者居住支援法人やセーフティネット住宅の活用の検討に取り組んでいる。
- ・今回の部会で検討を進める賃貸借契約における身寄りのない人の支援体制が構築されると、自ずと居住環境が充実することに繋がっていくと考えている。

【杉村委員】

- ・身寄りのない人の支援体制を取り上げていくことについて、現場の人間として大変有難い。今年5月の1か月間にも、身寄りのない人で家がごみ屋敷の人が5件程度救急搬送されており、その後も事例は出てきている。
- ・身寄りのない人で判断能力が無い人は成年後見制度の利用に繋ぐことができるが、判断能力がある人の支援が難しい。最近の事例では、本人の身体が全く動かない状態で金銭管理できないため親族と連絡とろうとしたが、本人が拒否したため対応に大変苦慮している。
- ・本人の判断能力があって本人が治療を拒否した場合、病院側として身元保証や親族支援が担保として必要になる。
- ・自治体へのアンケートで身寄りのない人への対応マニュアルが無いという結果だったが、法整備がされていないためにマニュアルを作りようがないというのが正解だと思う。医療相談員の団体においても「身元保証不在者対応マニュアル」は作られているが、考え方を示したもので手順書ではない。
- ・身寄りのない人に対する制度を新しく作って整えていけば、こういった状況も変わってくると思う。

【柴原委員】

- ・豊田加茂医師会では地域医療、在宅医療に力を入れている。
- ・厚生労働省から「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へ

の支援に関するガイドライン」が発出されている。

- ・本資料P11の「死後」の個別取組事項として、身寄りのない人が在宅で死亡する場合の課題や支援体制についても検討していただきたい。

【阪田委員】

- ・部会員について、身寄りのない当事者は入らないのか。また、高齢分野のケアマネは入っているが、障がい分野の相談員は入らないのか。

【事務局（市）】

- ・身寄りのない当事者については、部会員ではなく、物事が決まってきた段階で、ポイントで部会に参加してもらうことを考えている。
- ・障がいの相談員については、部会員の人数を考慮して悩んだ部分である。高齢の人に比べて障がいの人は家族からのサポートを受けやすいと考えて部会員（案）に入れてないが、障がいの人は障がいの人の視点があることは理解しており、必要であれば部会員に追加していく。

【阪田委員】

- ・障がいの視点で話をすると、8050問題で精神障がい者保健福祉手帳を持っていないが、それに近い人が増えており、そういった人の支援が必要である。
- ・障がいの分野は事例が多く多岐にわたって経験値があるので、部会員に追加してもよいと思う。

【川上委員】

- ・判断能力があって成年後見制度の補助類型に当てはまらない人も網羅する形で支援体制を構築していけるとよい。

【近藤会長】

- ・部会の設置に関して承認でよければ挙手をお願いする。
(委員全員挙手：部会の設置に関する承認)

【杉村委員】

- ・部会員について人数を絞るという意見が出ているが、病院側としては、急性期、回復期、精神病院等、病院によって受入条件が異なるため、機能別の病院ごとに部会員を選出することを提案する。

【事務局（市）】

- ・事務局でも承知しており、提案内容について考慮する。

【杉本副会長】

- ・障がい分野については部会員に追加していくべきと考えている。
- ・判断能力の有無に関係なく、家族の誰かに身元保証を求めているのが医療や介護の現状である。
- ・本資料P10の基本的な考え方において、後見人は全ての課題の直面者になり、後見人は裁判所に聞いて事務を行っているのが実態である。
- ・詳細な調査をして組み立てていく部会、関係各者の意見を反映できるようにし

ていくのがいいと思う。

- ・豊田市の成年後見制度利用促進計画は全国的にも進んでおり、身元保証への対応や意思決定支援といった独自の項目立てをしており、地域共生社会を作るという点では、国よりも先行している印象である。
- ・そこで、部会員として、身寄りのない人の支援に対して専門的な知識を有する人を加えていただきたい。また、医療、介護、障がいなど多岐に精通していて専門的な知見を有する人を部会の委員に加えていただきたい。

【事務局（市）】

- ・専門的な知識を有する人については会長と相談して決めていきたい。
- ・豊田市の成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度だけでなく身寄りのない人や意思決定支援といった視点を含めているのが特徴で、成年後見制度の周りの制度を充実することで権利擁護支援の持続可能性に繋がっていくと考えている。部会では様々な人が関わりあう中で新しい仕組みを考えていきたい。

【阪田委員】

- ・生きづらい人を増やさないために、当事者や家族、市民後見人を身近に共感して寄り添いができるような社会をつくるための仕組みを作っていただきたい。

【近藤会長】

- ・部会員については、追加する職種として、身寄りのない人に対して専門的な知識を有する専門家や、病院については急性期、回復期、精神病院等の機能別の病院、また、障がい分野の相談員等、委員から様々な意見をいただいた。
 - ・委員の意見を参考に、部会員のとりまとめについては事務局に一任でよろしいか。
- (委員から意見なし)
- ・それでは事務局で部会員の検討を進めていただきたい。

・後見人等へのアンケートについて（報告）

(事務局より説明)

【杉本副会長】

- ・アンケートで課題ありと回答した場合、後見センターから連絡がくるのか。

【事務局（センター）】

- ・個別的、具体的な課題であれば直接センターから連絡する。
- ・一般的な課題であれば、今後予定している三士会の交流会の中で、専門職や後見センターの情報交換の中で解決策を考えていきたい。

【杉本副会長】

- ・具体的な課題か一般的な課題かを専門職がわかるように、表現方法を工夫していただきたい。また、質問1の回答の「死亡した」を「終了した（辞任、死亡等）」に修正したらどうか。

【事務局（センター）】

- ・ 修正する

【杉本副会長】

- ・ 依頼文の対象の表現方法について、家庭裁判所として問題はないか。

【坂田主任書記官】

- ・ 家庭裁判所として意見を述べる部分ではないと思うが、アンケートの対象者が受任調整会議を経た専門職か、後見人を受任する専門職全体かによって表現方法は変わってくると思う。

【事務局（センター）】

- ・ 受任調整会議を経していない後見人については、後見センターとして把握できない状況であるため、対象者は受任調整会議を経た専門職としている。

（２）とよた市民後見人の養成・共働について（報告）

（事務局より説明）

【坂田主任書記官】

- ・ 豊田市は成年後見制度の理解や体制の構築が全国的にも進んでいる都市と認識している。また、豊田市とは緊密な連携ができており、昨年度から始まった市民後見人の選任についても、概ね円滑な選任ができていていると感じている。
- ・ 今年度が成年後見制度利用促進計画の最終年度で、西三河地域の自治体で中核機関設置が活発になっている一方、中核機関として求められる役割を果たすために、さらなる体制整備が必要な自治体があることも否定できない。
- ・ 豊田市においては成年後見制度の先駆者として、今後も他自治体、制度全般にお力添えいただきたい。